

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 算入可能適格流動資産の合計額 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号。以下「商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。
- 二 日次平均の値 別紙様式第一号から第四号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。

（単体流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における事業年度の開示事項）

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

- 2 前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率（商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

- 3 第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、商工組合中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- 二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項
- 三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

（単体流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における中間事業年度の開示事項）

第三条 規則第八十三条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

（連結流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第八十四条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

2 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率（商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、商工組合中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- 二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項
- 三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

（連結流動性カバレッジ比率を算出する商工組合中央金庫における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 規則第八十四条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

（商工組合中央金庫における四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する主務大臣等が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日（次条第一項において「適用日」という。）から適用する。

（日次平均の値に係る経過措置）

第二条 第六条第二項の規定の適用については、適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、同項中「日次平均の値」とあるのは、「月次平均の値」とすることができる。

2 前項の「月次平均の値」とは、四半期の各月の末日又は最終の営業日（当該末日を除く。）における値の合計を三で除して得た値をいう。

前 文（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）（抄）

平成三十年三月三十一日から適用する。